

重要事項説明書

～保険約款上の免責事項とお客様の義務・留意事項のご説明～

本書は、ご契約のお申込みにあたって、特にご注意いただきたい事項を記載しております。必ず本書の内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。また、ご契約の内容につきましては、「商品パンフレット」及び約款等にも記載しておりますので、これらにつきましても、本書と併せて必ずお読みください。

対象保険種

- 貿易一般保険(個別保険)
- 企業総合保険
- 貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)
- 知的財産権等ライセンス保険
- 限度額設定型貿易保険
- 中小企業輸出代金保険

目次

ご留意いただきたい事項	1
概要	2
1. 主な免責事項(保険金をお支払いできない場合)	3
2. 保険金不払い又は返還となる場合	6
3. 保険契約解除となる場合	7
4. 特約書解除となる場合	8
5. お客様に履行していただく約款上の義務について	9
(1) 保険契約締結時のお客様の義務	
① 告知義務	9
(2) 保険契約締結から保険金ご請求までのお客様の義務	
① 債権保全義務	10
② 損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務	10
③ 損失防止軽減義務	11
④ 損失発生及び危険発生の通知義務	11
⑤ 入金通知義務	12
(3) 保険金のご請求から回収までのお客様の義務	
① 回収義務	13
② 回収義務履行状況報告義務	13
③ 回収金納付義務	14
6. その他ご注意いただきたい主な事項	14

ご留意いただきたい事項

- 1 免責事項に該当する場合、又はお客様の過失・責任により発生した損失及びお客様が約款等(保険約款、特約書その他ご契約の保険商品に適用のあるすべての規定をいいます。以下同様とします。)に定められた義務を履行しなかった場合等に生じた損失に対しては、保険金をお支払いできない、又は一旦お支払いした保険金をご返金いただく場合がございます。

※お客様とは、被保険者を意味する場合と、保険契約者、被保険者、若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人を意味する場合がございます。詳しくは、約款等をご確認ください。以下同様とします。

- 2 保険商品の内容につきましては、保険種ごとの「商品パンフレット」及び約款等を併せてご確認ください。(「商品パンフレット」及び約款等は、日本貿易保険ウェブサイト(<http://www.nexi.go.jp>)よりダウンロードできます。)

- 3 ご不明な点はお客様相談室(TEL:本店0120-672-094、大阪支店0120-649-818)までお問い合わせください。

本冊子において、企業総合保険とは「貿易一般保険包括保険(企業総合)」を、知的財産権等ライセンス保険とは「知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険(個別保険)」をいいます。

※ 貿易一般保険(個別保険)には技術提供契約等を対象とした個別保険を含みます。

※ 商品別組合別包括保険をご利用のお客様は、重要事項説明書(商品別組合別包括保険用)をご覧ください。

概 要

1	このようなときは保険金は支払われません！	主な免責事項	p.3
2	このようなときは保険金をお支払いしないことや保険金をご返還いただくことがあります！	保険金不払い又は返還となる場合	p.6
3	このようなときは保険契約を解除することがあります！	保険契約解除となる場合	p.6
4	このようなときは特約書を解除することがあります！	特約書解除となる場合	p.7
5	お客様に必ず行っていただく義務があります！	お客様に履行していただく約款上の義務	p.8

～義務を怠りますと保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください～

(1) 保険契約締結時	
重要な事実について告知してください。	告知義務 (p.8)
(2) 保険契約締結から保険金ご請求まで	
①債権を管理保全してください。	債権保全義務 (p.9)
②決済期限到来前にバイヤーの破産手続開始の決定等を知ったときはご通知ください。	損失を受けるおそれが高まる 事情発生のお知らせ義務 (p.9)
③損失が拡大しないよう措置をとってください。	損失防止軽減義務 (p.10)
④決済期限に支払遅延が発生したときはご通知ください。	損失発生及び危険発生のお知らせ 義務 (p.10)
⑤支払遅延の発生を通知した後、支払があったときにもご通知ください。	入金通知義務 (p.11)
(3) 保険金のご請求から回収まで	
①保険金をご請求された後であっても、契約代金等の回収に努めてください。	回収義務 (p.12)
②回収の状況を報告してください。	回収義務履行状況報告義務 (p.12)
③回収できましたら回収金を日本貿易保険に納付してください。	回収金納付義務 (p.13)

6	他にもご注意いただきたいことがあります！	その他ご注意いただきたい主な事項	p.13
----------	----------------------	------------------	-------------

1. 主な免責事項（保険金をお支払いできない場合）

以下に掲げるような損失に対しては保険金は支払われません。なお、以下の損失以外でも保険金が支払われない場合もございます。詳しくは、保険種ごとの「商品パンフレット」及び約款等をご確認ください。

各保険種共通

- (1) お客様の故意又は重大な過失(対象貨物の瑕疵等)により生じた損失
- (2) 貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失(共同海損、救助料その他海上保険によって通常てん補される損失を含みます。)
- (3) 輸出契約等に関してお客様による法令(外国の法令を含みます。)違反があった場合において生じた損失

※ 「輸出契約等」とは、輸出契約、技術提供契約又は仲介貿易契約をいいます。なお、限度額設定型貿易保険の場合は輸出契約又は仲介貿易契約、中小企業輸出代金保険の場合は輸出契約をいいます。

- (4) 保険責任の開始日前にてん補事由が生じたときの当該事由による損失
- (5) お客様の告知義務違反により日本貿易保険が解除した保険契約における損失(告知義務については9ページを参照ください。)
- (6) お客様と輸出契約等の相手方が次のいずれかに該当する場合における信用危険に対する損失

- ① お客様と輸出契約等の相手方が本支店関係にある場合(お客様が支店の場合は、輸出契約等の相手方が他の支店の場合を含みます。)
- ② お客様と特定の資本関係があるバイヤー(お客様の親会社(お客様の議決権の過半数を保有する法人)、子会社(お客様が議決権の過半数を保有する法人)、兄弟会社(お客様の親会社の子会社)など[これらの支店も含みます。])
- ③ お客様と特定の人的関係があるバイヤー(お客様からの取締役等の派遣先、派遣先の派遣先、お客様への取締役等の派遣元、派遣元の派遣元、お客様への取締役等の派遣元の親会社・子会社、お客様からの取締役等の派遣

先の子会社、お客様の親会社からの取締役等の派遣先、お客様の親会社への取締役等の派遣元、お客様の子会社からの取締役等の派遣先[これらの支店も含まれます。])

④ その他①～③と実質的に同視できると日本貿易保険が特に認めたバイヤー

(7) お客様が、当該約款に基づく保険関係について、日本貿易保険の承認を受けな
いで保険の目的を譲渡(譲渡担保の設定を含みます。)した場合には、譲渡された
当該保険の目的にかかる損失

貿易一般保険(2年未満個別保険)、限度額設定型貿易保険のみ該当する事項

(8) 仲介貿易契約において、仲介貿易契約の相手方と買契約(仲介貿易契約に基づ
いて販売若しくは賃貸するために、仕向国以外の外国において生産、加工、又は集
荷された貨物を購入する契約をいいます。)の相手方が次のいずれかに該当する場
合における信用危険に対する損失

① 仲介貿易契約の相手方と買契約の相手方が本支店関係にある場合(買契
約の相手方が支店の場合、仲介貿易契約の相手方が他の支店の場合を含
みます。)

② 仲介貿易契約の相手方と買契約の相手方が特定の資本関係にある場合
(買契約の相手方の親会社(買契約の相手方の議決権の過半数を保有する
法人)、子会社(買契約の相手方が議決権の過半数を保有する法人)、兄弟会
社(買契約の相手方の親会社の子会社)など[これらの支店も含まれます。])

③ その他①及び②と実質的に同視できると日本貿易保険が特に認めた場合

限度額設定型貿易保険のみ該当する事項

(9) 以下のいずれかに該当する輸出契約等に係る損失

① 輸出契約等の契約金額が500億円超であるもの

② 輸出契約等の締結の日から最終決済期限の日までの期間が1年超である
もの

- ③ 代金等の決済期限が船積の日又は対価の確認の日から6月超であるもの
- ④ リテンション決済が含まれているもの
- ⑤ 保険契約上の輸出契約等の相手方、仕向国又は支払国のいずれかと異なるもの
- ⑥ 貿易保険法施行令で定める事項(貨物の名称、型又は銘柄、数量、仕向国、船積時期、取引条件等)を備えていないもの
- ⑦ 輸出契約等の締結の日において、輸出契約等に基づく仕向国又は支払国が引受停止となっていたもの

※ 保険関係成立期間中に仕向国、支払国が引受停止となる場合があります。

- ⑧ 輸出契約等の締結の日において、バイヤー格付がEC格、SC格、PN格、PU格、PT格又は事故管理区分(GR格、ER格、SR格、GB格、EB格、SB格)となっていたもの

※ 保険関係成立期間中にバイヤー格付が上記の引受対象外の格付になることがあります。

- ⑨ 原子力発電等プロジェクト(原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等をいいます。)の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの
- ⑩ 水力発電等プロジェクト(ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等をいいます。)の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するものであって、契約金額が15億円超のもの
- ⑪ 代金等の決済が契約額の表示通貨(建値)と異なる通貨により行われる旨の規定を有するものであって、表示通貨と異なる通貨への換算方法が明確に定められていないもの

中小企業輸出代金保険のみ該当する事項

- (10) 保険契約の締結後、保険の目的が輸出契約以外の契約(仲介貿易契約等)となった場合において、当該契約に係る債権について生じた損失

2. 保険金不払い又は返還となる場合

以下の事由が発生した場合等においては、保険金の全部若しくは一部を支払わず、又は当該保険金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。詳しくは、保険種ごとの「商品パンフレット」及び約款等をご確認ください。

各保険種共通

- (1) お客様の過失(重大な過失を除きます。)により損失が生じたとき
- (2) お客様が故意又は過失により事実を告げなかったとき、又は真実でないことを告げたとき
- (3) お客様が約款の条項に違反したとき

企業総合保険、貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)のみ該当する事項

- (4) お客様が故意又は重大な過失によって保険の申込み、内容変更の通知、保険料の納付を遅滞し、又は脱漏したとき
- (5) お客様が特約書の条項に違反したとき

3. 保険契約解除となる場合

以下の事由が発生した場合等においては、日本貿易保険は、保険契約を解除することがあります。詳しくは、保険種ごとの「商品パンフレット」及び約款等をご確認ください。

各保険種共通

- (1) 保険契約の申込みの当時、お客様が損失を受けるおそれのある重要な事実のあることについて、故意又は過失によって、日本貿易保険にこれを告げず、又は真実でないことを告げたとき

- (2) 日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったとき
- (3) お客様が輸出契約等の重大な内容変更(表示通貨の変更、契約代金等の額の5%以上の増額等。以下同様とします。)の通知を怠った場合(限度額設定型貿易保険以外の保険種の場合は保険契約が効力を失ったとみなすことがあります。)
- (4) お客様が輸出契約等に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき
- (5) お客様が約款の条項に違反したとき

貿易一般保険(個別保険)、企業総合保険、貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)、知的財産権等ライセンス保険、中小企業輸出代金保険のみ該当する事項

- (6) お客様が輸出契約等の重大な内容変更の通知を行った場合(重大な内容変更の通知を受け、日本貿易保険が承認した場合を除く。)又は日本貿易保険が当該承認に付けた条件が成就されない場合
- (7) お客様が輸出契約等の重大な内容変更について、事前に日本貿易保険の承認をとり、その際に付せられた条件が成就されずに内容変更の通知を行った場合

企業総合保険、貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)のみ該当する事項

- (8) 重大な内容変更等後の輸出契約等が日本貿易保険が定める基準に適合しないとき又は取引上の危険が大であると認められるとき

4. 特約書解除となる場合

以下の事由が発生した場合等においては、特約書を解除することがあります。詳しくは、各特約書をご確認ください。

企業総合保険、貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)のみ該当する事項

- (1) お客様が故意又は重大な過失によって、保険の申込み、重大な内容変更の通知又は保険料の納付を遅滞し、又は脱漏したとき
- (2) 特約期間中に、外国為替及び外国貿易法又はこれに基づく命令が改正され、日本貿易保険による特約又は約款の改定申込みにお客様が応じないとき

5. お客様に履行していただく約款上の義務について

お客様が約款上の義務を履行されなかった場合は、日本貿易保険は保険金をお支払いできない、又は一旦お支払いした保険金を日本貿易保険にご返金いただく場合がございますので、十分ご留意願います。告知義務違反の場合には、保険契約を解除することがあります。

以下は、お客様に履行していただく約款上の義務のうち、特に重要な義務について記載したものです。以下に掲げた義務以外にも、履行していただく約款上の義務がございますので、保険種ごとの「商品パンフレット」及び約款等を、必ずご確認ください。

各保険種共通

(1) 保険契約締結時のお客様の義務

① 告知義務

お客様が損失を受けるおそれのある重要な事実について、保険契約締結時に告知していただく義務があります。(例えば、輸出契約等の相手方と取引がある場合の履行遅滞が考えられます。)

なお、告知内容によっては、保険契約をお申込みいただいても、お引き受けできない場合があります。また、お客様が、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることについて、故意又は過失によって、これを告げず、又は真実でないことを告げたときは、保険契約を解除する場合があります。

(2) 保険契約締結から保険金ご請求までのお客様の義務

(例: 船積後の場合)



*中小企業輸出代金保険は1ヶ月以内

① 債権保全義務

貿易保険が付保されている債権について、貿易保険が付保されていない場合と同程度の注意をもって、管理保全に努めていただく義務があります。

② 損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務

決済期限到来前に、輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生等を知ったときは、これらの情報を確認した日から15日以内に「事情発生通知書」を日本貿易保険に提出する義務があります。

※ 貿易一般保険(個別保険)、企業総合保険、貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)、知的財産権等ライセンス保険については、「損失を受けるおそれが高まる事情」に関して、手続細則に規定がございますので、手続細則も併せてご確認ください。

※ 「事情発生通知書」は日本貿易保険ウェブサイト(<http://www.nexi.go.jp>)よりダウンロードできます。通知書についてご不明な点がありましたら、日本貿易保険査定回収グループ(TEL:03-3512-7663)までお問い合わせください。

※ この通知義務は、中小企業輸出代金保険については対象外です。

③ 損失防止軽減義務

決済期限に約定支払額の一部でも支払いがなかった場合には、輸出契約等の相手方に対し貿易保険が付保されている債権の損失軽減のために一切の合理的措置を講じていただく義務があります。

損失防止軽減義務の主な内容は以下のとおりです。損失防止軽減義務の内容は具体的な場合に応じて、以下の内容以外のものも考えられますので、ご不明な点がありましたら、日本貿易保険査定回収グループ(TEL:03-3512-7663)までお問い合わせください。

- (a) お客様本人又は代理人(現地弁護士等)より支払いの督促を行っていただくこと
- (b) 可能な限り、輸出契約等の相手方から債務確認書を取得していただくこと
- (c) 未払い債権に対する請求権を時効としない措置を講じていただくこと
- (d) 保証人がある場合には、保証人に対し保証の履行請求を行っていただくこと
- (e) 担保権がある場合には、担保権を行使していただくこと
- (f) その他債権保全のための輸出契約等の契約上の権利を行使していただくこと
- (g) 貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全していただくこと
- (h) 外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットの保全、債務者をして外貨割当申請を行っていただくこと
- (i) 輸出契約等の相手方が会社更生等法的手続きに移行した場合には、債権登録等現地法に定められた必要な措置を講じていただくこと

④ 損失発生及び危険発生の通知義務

中小企業輸出代金保険以外の場合

決済期限に約定支払額の一部でも支払いがなかった場合には、当該支払いがなかった理由、輸出契約等の相手方とのこれまでの取引状況・決済状況等にかかわらず、損失の発生を知った日もしくは決済期限から45日以内に**損失発生通知書**又は**危険発生通知書**のいずれかを日本貿易保険に提出する義務があります。

決済期限までに輸出契約等に基づく債務が履行されず、輸出契約等の相手方の3ヶ月以上の債務の履行遅滞(お客様の責めに帰することができないものに限ります。)により損失を受けるおそれのある場合には**危険発生通知書**を、それ以外の損失の発生を知った場合には**損失発生通知書**を提出願います。

中小企業輸出代金保険の場合

決済期限に約定支払額の一部でも支払いがなかった場合には、当該支払いがなかった理由、輸出契約等の相手方とのこれまでの取引状況・決済状況等にかかわらず、決済期限から1ヶ月以内に**損失等発生通知書**を日本貿易保険に提出する義務があります。

※ 通知を提出いただくことにより、バイヤーの格付は、事故管理区分(GR格、ER格、SR格、GB格、EB格、SB格)に変更となります。通知をいただかない場合には、通知義務違反を理由に保険金をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。また、限度額設定型貿易保険では、輸出契約等の締結の日において格付が事故管理区分の場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

※ 「危険・損失発生通知書」及び「損失等発生通知書」は日本貿易保険ウェブサイト(<http://www.nexi.go.jp>)よりダウンロードできます。通知書についてご不明な点がありましたら、日本貿易保険査定回収グループ(TEL:03-3512-7663)までお問い合わせください。

※ 損失が発生した場合は、上記通知期限内であっても早めに日本貿易保険にご相談くださいますようお願いいたします。

⑤ 入金通知義務

損失発生通知書又は危険発生通知書を提出いただいた後、輸出契約等の相手方から入金があった場合には、入金日から1ヶ月以内かつ保険金請求前に日本貿易保険に**入金通知書**を提出する義務があります。

繰り返しになりますが、これらの通知義務を怠りますと、保険金をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

(3) 保険金のご請求から回収までのお客様の義務



*決済期限から2年を経過した場合には、1年ごと

① 回収義務

保険金のご請求をされた後においても、代金等、賠償金又は違約金などお客様の権利として請求しうる一切の金銭の回収に努めていただく義務があります。

なお、日本貿易保険が回収(サービサー回収を含みます。)することとなった場合であっても、日本貿易保険が行う回収行為に対して協力いただく義務があります。

② 回収義務履行状況報告義務

回収義務の履行状況については、保険金の請求日(※)から3ヶ月ごとに **回収義務履行状況報告書**を日本貿易保険に提出する義務があります。ただし、決済期限から2年を経過したものについては、1年ごとに提出していただきます。

※ 貿易保険共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事情の発生を知って履行状況報告書を提出した場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日をいいます。ただし、上記にかかわらず状況変化を知った場合には遅滞なく報告していただく必要があります。

③ 回収金納付義務

お客様が保険金をご請求した後に回収した金額があるときは、回収した日(保険金が支払われる前に回収した金額があるときは、保険金支払日)から1ヶ月以内に日本貿易保険に回収金納付通知書を提出いただき、日本貿易保険が指定する日までに指定された金額を納付していただく義務があります。

6. その他ご注意いただきたい主な事項

各保険種共通

(1) 輸出契約等の相手方等との間で係争等がある場合

以下の場合の保険金のご請求については、裁判所による判決や仲裁(機関・協会等)による判断・裁定により債権額等が確定した場合に限り保険金をお支払いいたします。

- ① お客様が納品された製品及びサービス等について、輸出契約等の相手方との間で係争にある場合
- ② 輸出契約等の相手方から Provisional Acceptance や Final Acceptance が発行されず、債権が確定しない場合
- ③ 信用状取引において、信用状発行銀行がディスクレパンシーを主張し関係書類の引き取りを拒絶した場合

(2) 輸出契約等の相手方から保証金等を受領している場合

貿易保険が付保されている契約に関連して、お客様が輸出契約等の相手方や第三者から保証金、預かり金、担保等(「保証金等」といいます。)を受領されている場合、当該保証金等に相当する金額部分については、保険金支払いの対象となりませ

るのでご留意願います。(当該保証金等是不払いが生じた時点で弁済金として当該未払債務に充当されることとなりますので、損失額の対象とはなりません。)

(3) 同種の危険をてん補する保険契約が複数存在する場合

日本貿易保険がてん補する危険と同種の危険をてん補する他の保険契約が存在し、各保険契約におけるてん補責任額の合計が損失額を超える場合には、損失額に、日本貿易保険のてん補責任額の各保険契約のてん補責任額の合計額に対する割合を乗じた額を支払保険金とします。(別途定めのある場合を除きます)

(4) 輸出貿易管理令別表第1の16項に該当する貨物の輸出について(大量破壊兵器キャッチオール規制・通常兵器補完的輸出規制)、保険契約を締結後、インフォーム要件に該当若しくは客観要件に該当した場合

輸出許可申請をし、不許可処分となった場合は、輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補しますが、所定の様式にて通知頂く必要があります、その通知を怠ると輸出不許可処分による貨物が輸出できなくなったことによる損失について、保険金をお支払いすることはできませんのでご注意ください。

(5) 輸出契約等が有効に成立していることが確認できなかった場合

保険契約は、お客様が輸出契約等に基づく輸出貨物等の代金等を回収することができないことにより受ける損失をてん補することを目的として締結される契約です。従って、輸出契約等が法的に有効に成立していない場合には、当該保険契約はその前提を欠いて無効となります。この場合、保険金をお支払いすることはできず、また、既にお支払いした保険金がある場合にはご返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、お客様が輸出契約等を証する書類として提出した書類等により、輸出契約等が有効に成立していることを確認できない場合にも、保険金をお支払いできない場合や、既にお支払いした保険金をご返還いただく場合がありますので、ご注意ください。

企業総合保険、貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)のみ該当する事項

(6) 付保対象以外の輸出契約等が申し込まれた場合

保険契約は特約書で定めた条件をすべて満たす輸出契約等についてのみ成立します。特約書で付保対象と定めた輸出契約等以外のもの(例、特約書で付保対象の貨物を定める場合の対象貨物以外の貨物に係る輸出契約等)について申込みがなされた場合は、いかなる場合も保険契約は成立しません。仮に、保険事故に相当する事由が発生した後に、申し込まれた輸出契約等が付保対象に該当しないことが判明した場合は、保険契約は成立していないため保険金をお支払いすることはできませんのでご注意ください。

ご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください

独立行政法人 日本貿易保険 お客様相談室

電話番号 (本店) 0120-672-094

(大阪支店) 0120-649-818

受付時間 月～金曜日9:00～17:30
(祝日・年末年始を除きます。)